

平成28年度

# 事業計画書

社会福祉法人

春日市社会福祉協議会

# 平成28年度 事業計画

## 1. 基本方針

私たちを取り巻く社会状況は、急速に進展する少子高齢化や都市化の中で地域の連帯感が希薄化し、核家族化や個人主義的傾向も強まる中で、「ご近所」の人間関係が形成されず、地域社会の支え合う関係の脆弱化が顕著になってきました。また、景気低迷等の影響による生活困窮者の増加など、自らでは解決困難で複雑・多様な生活課題を抱えたまま地域社会から孤立している方々の増加が、深刻な社会問題となっています。

国では、生活困窮者自立支援制度の実施や介護保険制度の改正により、近い将来に到来する超高齢社会（2025年問題）に備え、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域に必要な医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に受けられるよう、「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

このような中、本会では、行政計画である「地域福祉計画」と一体的に策定した「第3次地域福祉活動計画」の実現に向け、住民参加・協働のもと、地域での見守りや支え合い、災害時・緊急時の支援を推進し、「新たな支え合い」の仕組みづくりとそれを支えるボランティア活動の活性化を図ってまいります。

また、改正介護保険制度により、新しくスタートした「介護予防・日常生活支援総合事業」において、重要な役割を担う「生活

支援コーディネーター」業務を市から受託し、地域課題の掘り起しや把握と地域資源の把握・整理・改善・開発等を行い、地域ぐるみの支え合いの仕組みづくりに向け、社協一体となって取り組むとともに、「まごころ訪問」や「おたすけサービス」「移送サービス」「配食サービス」等の生活支援事業の充実・強化に努めてまいります。さらに、「あんしんセンター」「相談事業」「生活困窮者自立支援」「資金貸付」業務をひとつの部署に集約し、権利擁護と総合相談事業の強化を図るとともに、個の支援から個を支える地域づくりへと活動が繋がるよう、他部署・他機関との連携を深めてまいります。

次に、介護保険等事業については、さらに厳しい状況が想定されるため、制度改正に伴う将来の見通し等を十分に検討・精査し、大幅な見直しも含め、適正な運営に努めてまいります。

最後に、国では社会福祉法人制度改革も進行しており、経営組織の見直し・財務規律の強化・事業運営の透明性の向上等、制度の主旨に沿った改善や手続き等を遺漏なく進めてまいります。

以上のことを踏まえ、本会が住民から信頼され必要とされる社協であり続けていくために、地域福祉を推進する中核組織であることの責任や果たす役割の重要性を自覚し、健全な法人運営を図り、『誰もが安心して幸せに暮らせるまちづくり』に向けた事業や活動を展開してまいります。

## 2. 基本計画

### 事業総務課 総務担当

介護保険法の改正に伴う「介護予防・日常生活支援総合事業」への移行や「第3次地域福祉活動計画」の推進、社会福祉法人制度改革など、本会を取り巻く環境の変化に迅速・的確に対応し、経営基盤の強化と更なる地域福祉活動の推進に努めます。

#### 1. 第3次経営健全化計画の策定（再掲）

- (1) 社会福祉協議会の使命と役割の再認識
- (2) 経営基盤の強化と健全財政
- (3) 限られた資源（ヒト・モノ・カネ）の効率的運用

#### 2. 財源の確保

- (1) 自主財源の確保
  - ・介護保険事業等の見通しと収支管理の徹底
  - ・利用料収入、事業収入等の拡充検討
- (2) 民間財源の確保
  - ・福祉会員、共同募金の職員一体となった取り組み推進
  - ・寄附金収入の底上げ検討・研究
  - ・民間助成金の有効活用
- (3) 公費財源の確保

- ・住民から信頼される活動や事業の充実を通じ、安定した公費の確保に努めます。
- ・行政との良好で強固なパートナーシップを構築します。

#### (4) 経費の削減・効率化

- ・コスト意識の徹底
- ・限られた財源の有効活用（集中化・重点化・効率化）

#### 3. 広報活動の充実（計画P52）

##### (1) ホームページによる情報発信

- ・迅速、的確な各種情報の発信を行い、住民の福祉活動への理解と関心を深めます。
- ・経営の透明化と情報公開の拡大

#### 4. 職員の資質向上（計画P60）

##### (1) 情報収集と発信

- ・多様化する新たな政策や制度等の情報収集と情報の発信・共有化を促進するため、各種研修・講習等への積極的参加の推進

##### (2) 資格取得の促進

- ・必要な資格取得に対する経済的・時間的支援を行います。

##### (3) 人事考課制度の研究・検討

#### 5. 福祉会員制度の拡大強化

地域福祉活動や在宅福祉サービスを推進する大きな財源である会費の加入拡大を図るとともに、あらゆる機会を通して住民への周知や理解を深めるための取り組みを推進します。

##### (1) 福祉会員加入促進

- ・新規会員の獲得と継続加入しやすい仕組みの研究・構築
- ・会費使途の効果的PR
- ・個人、各種団体、企業、法人等会員への加入促進
- ・役職員及び評議員等組織的な取り組み強化

#### (2) 福祉会員協賛店登録店舗の加入促進

- ・情報更新の徹底

### 6. 社会福祉法人制度改革への対応

#### (1) 経営組織の見直し

- ・平成29年度からの実施に向けた準備を行います。

#### (2) 財務規律の強化

- ・社会福祉充実残額（余裕財産）の算定

#### (3) 事業運営の透明性の向上

- ・財務諸表の公表範囲の拡大に対応します。

### 事業総務課 ナギの木苑担当

#### (1) 介護予防・健康づくり事業の推進と充実（計画P67）

- ・介護が必要とならないための介護予防教室や健康づくり講座等を実施するとともに、各種交流会や趣味活動を通じ、元気づくり、生きがいづくり、仲間づくり活動を推進します。
- ・新たな市の介護予防事業、プロの音楽家による音楽療法「リズムDE介護予防」をナギの木苑で実施するほか、新たな自主事

業を開発し、介護予防拠点としての機能を高めます。

- ・新たな委託事業として「介護予防ボランティア養成講座」を行い、元気高齢者のマンパワーを活かしたボランティア育成と活動の場の提供を行います。

#### (2) 相談体制の強化（計画P60）

- ・苑の利用者とのコミュニケーションを密に図り、日常の相談窓口としての機能を高めるとともに、社協内他部署や関係機関との連携に努めます。

#### (3) 安心安全な施設づくり

- ・常に、公の施設を管理運営する意識を持ち、利用者が安全かつ快適に利用できる管理体制に努めます。
- ・法令を順守した衛生管理を施すとともに、施設内巡回頻度を増やし、利用者の安全確保に努めます。

### 事業総務課 あんしんセンター担当

#### 1. 福祉あんしんセンターの拡充（計画P63）

高齢や障がいなどにより、判断能力が低下してきた方に、地域で安心して自立した生活が送れるよう、権利擁護の視点をもって支援します。さらに判断能力が低下した場合には、行政との連携を密に図り、成年後見制度への移行を視野に入れた取り組みを進めるとともに、生活困窮者自立相談支援事業（家計相談）との連

携強化を図ります。

(1) 福祉あんしんサービスの充実

- ・関係機関との情報共有と連携強化  
(権利擁護実務担当者会議の出席)
- ・サービス内容及び体制の見直し

(2) 法人後見事業の活動の研鑽

- ・成年後見制度の更なる充実
- ・権利擁護に対する総合相談体制の整備

(3) 運営審議会の充実

- ・運営審議会機能の充実

2. 相談事業機能の充実 (計画 P60)

(1) 心配ごと相談

様々な生活課題を抱える人たちのわずかなサインを見逃さないよう、相談機能の充実に努めます。

- ・身近で気軽な相談窓口としての環境整備
- ・専門相談員（司法書士、行政書士）との連携強化
- ・相談員連絡会での情報共有と相談活動の研鑽

(2) 悩みごと相談

- ・悩みごと相談事業周知の強化
- ・相談員（産業カウンセラー）との情報交換の確保
- ・相談体制の検討

3. 生活困窮者自立相談支援事業 (計画 P71)

地域で築き上げてきた住民、民生委員・児童委員、ボランティア

ア等との信頼関係やネットワークを活かし、行政や自治会など関係機関との連携を深め、生活困窮者の早期把握に努めます。また、民間団体としてのフットワーク力を高め、自ら声をあげにくい生活困窮者のもとへ、アウトリーチの徹底による寄り添い型の支援を行います。

- ・包括・個別的な支援
- ・早期的・継続的な支援
- ・分権的・創造的な支援

4. 資金貸付事業 (生活福祉・福祉・緊急支援) (計画 P71)

(1) 生活困窮者自立支援制度との連携

- ・複合的課題を抱えた相談者が多いため、社協内をはじめ自立相談支援機関や他機関との連携を強化し対応にあたります。
- ・緊急支援資金貸付制度の制定  
資金貸付を行うことにより、緊急的な生活課題からの脱却を図り、自立に向けた伴走型の支援を行います。

(2) 相談体制の強化 (計画 P60)

- ・増加する相談者に対し、迅速かつ適切な対応がとれるよう、相談対応可能職員の体制を整備します。

## 地域福祉課 地域福祉担当

### 1. 地域福祉活動推進支援事業

(計画 P52、54、56、60、62、67、76、78)

誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりを推進するため、地域が抱える様々な課題を、地域住民の参加と協力によって支え合う地域福祉活動への支援強化に努めます。

また、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題等の相談に応じ、必要な情報提供及び支援について、関係機関などと連携を図り取り組んでいきます。

#### (1) 地域福祉エリア（中学校校区）ごとの各地区活動への支援

- ・地区の福祉活動への支援や調整
- ・個別の相談への対応
- ・関係機関との連絡調整

#### (2) 福祉情報の提供

- ・地区における福祉広報作成の支援
- ・福祉活動情報の発信（随時）
- ・自治会役員研修会並びに福祉委員会での情報交換

#### (3) 住民からの相談対応

- ・生活課題の早期発見
- ・個別相談支援、定期訪問
- ・生活困窮者自立相談支援事業との連携

#### (4) 地域福祉活動研修の開催

- ・地域福祉推進委員や民生委員を対象とした地域福祉活動研修会の開催
- ・認知症サポーター養成講座・模擬訓練への準備
- ・福祉レクリエーション養成研修の開催
- ・子育て支援者交流会の開催

#### (5) 活動助成金の交付

- ・地域福祉活動支援助成金
- ・事業補助助成金
- ・ふれあいサロン助成金
- ・子育てサロン助成金
- ・福祉広報活動費助成金

#### (6) ふれあい・いきいきサロン活動への支援

- ・虚弱な高齢者の閉じこもり予防や介護予防、生きがいづくり、仲間づくりなどの活動に対する協力・支援
- ・レクリエーション道具の貸出

#### (7) 子育てサロン活動への支援

- ・育児不安の解消や幼児虐待防止、仲間づくりなどの活動への協力・支援
- ・レクリエーション道具の貸出

### 2. 地域支え合い活動（安心生活創造事業）の推進

(計画 P52、54、56、60、62、74、76)

地域での見守り・支え合いのネットワーク活動の中から、生活

支援や災害時支援の仕組みづくりを推進します。

(1) 地域支え合い活動における支援ネットワークづくりの推進

各自治会において、要援護者に対する近隣住民による日常の見守りと災害時支援の仕組みづくりから、社会的な孤立を防止し「継続的地域支援」と「個を支える地域づくり」を推進します。

- ・要援護者の実態把握とニーズ把握
- ・地域支え合い活動会議の参加
- ・地域支え合いカード登録の促進
- ・あんしんカードの作成
- ・支援者のしおりの作成
- ・地域支え合いマップづくり
- ・地域の自主防災組織との連携など
- ・地域支援ネットワークづくり基盤整備事業助成金

(2) みまもりホットライン（企業等からの相談窓口電話設置）

新聞・郵便配達時や電気・水道の検針等、日常業務において、ひとり暮らし高齢者等の異変を察知した場合の相談や通報等に的確に対応するとともに、企業等との連携を図ります。

(3) 『生活応援のお店』登録推進事業

日頃の買物に不便を感じている一人暮らし高齢者や障がい者等に対し、宅配できるお店の登録をすすめ、対象者に紹介・調整等を行います。

(4) 財源確保

サービス体制の構築と安定的な地域の自主財源確保に取り組

みます。

- ・『かすがフリーマーケットin社協』
- ・いきいきフェスタ春日での食品バザー出店など

3. 民生委員児童委員・主任児童委員との連携強化

（計画 P52、54、60、71）

各地区の地域福祉活動推進支援や要援護者への把握・訪問支援等、本会との連携を強化し更なる活動の推進に努めます。

- ・役員会並びに各地区定例会の参加
- ・4部会（高齢者、障がい者、子ども、広報・研修）活動への相談支援

4. 行政等関係機関との連携強化（計画 P52、60、71）

地域における福祉課題の解決に向けて、行政や地域包括支援センター、サービス事業所、障がい関係機関、児童施設など様々な分野の機関との連携を図ります。また、定期的に会議に参加し、情報の共有や個別課題等の協議を行います。

5. 福祉団体等との連携・支援体制（計画 P52）

- (1) 福祉団体定例会への参加
- (2) 福祉団体事業への協力支援
- (3) 福祉団体への助成金交付
- (4) 福祉団体等連絡会議の開催

6. 在宅介護者支援事業（計画 P52）

- (1) 介護を考える介護者のつどい（交流会）

在宅等で介護をしている方やこれから介護をはじめの方、ま

た介護を終えた方との交流、支援を目的に実施します。

## 7. 子育て地域推進事業 (計画P54)

### (1) 「春っ子ひろば」

子育て中の方へ、地域における子育て支援の推進活動として、子育てへの意欲向上と親の心のケアを図り、親と子どもの絆を深めることを目的に実施します。

- ・年一回開催

## 8. 市民の福祉意識の啓発 (計画 P52、60、68、78)

### (1) 広報紙「しあわせ」の内容活用

### (2) 社協パンフレットの有効活用

### (3) インターネット上でのきめ細やかな情報発信

### (4) 市民福祉講座 (福祉会員促進事業)

### (5) いきいきフェスタへの参画

## 9. 災害時の福祉支援体制づくり (計画 P74)

災害時における体制整備を図っていくため、「地域支え合い活動」などとの連携を活かすとともに、関係機関、団体と協働した災害時の福祉支援体制づくりを進めます。

### (1) 災害時の福祉支援体制づくり

- ・地域支え合い活動を活かした、災害時要援護者への支援体制づくりの推進
- ・春日市避難行動要支援者避難支援プラン推進の協力
- ・筑紫地区社協災害時相互支援協定の履行

### (2) 災害時における体制整備

- ・災害ボランティア講座の開催

- ・災害ボランティアセンター設置訓練の開催

- ・総合防災訓練への参画

### (3) 災害・緊急時支援物資の整備

- ・災害時や緊急時における支援物資 (衣類、寝具類、食料品等) の整備に努めます。

## 地域福祉課 ボランティアセンター担当

## 1. ボランティア活動相談・調整事業の強化 (計画 P56)

多様なボランティアニーズや課題を支援するため、ボランティアをはじめ関係機関への働きかけを行い、またボランティアのすそ野を広げるため、ボランティア活動希望者が実際の活動に結びつくよう支援します。

### (1) 活動受入れ先や依頼先との適切な調整

### (2) 活動受け入れ先や依頼先と活動者との良好な関係作りを支援

### (3) 新たな活動先の拡充

### (4) 地域に根差したボランティア活動への取り組み

### (5) ボランティアセンターの運営機能の充実・強化

## 2. ボランティアの活動支援 (計画 P68)

ボランティアニーズや活動が多様化する中で、NPOや市民団体・企業・大学等との連携・支援、地域のボランティア・市民活

動全体の活性化を図り、連携・支援に努めます。また、各団体等がより主体的に活動に取り組むことができるよう、様々な角度からの支援に努めます。

- (1) ボランティア活動拠点の環境整備・充実
  - (2) ボランティアグループの機能強化に向けた支援
  - (3) 住民や団体、企業等ボランティア活動の更なる推進
  - (4) ボランティアルーム機能の充実
    - ・ボランティアグループ・団体等の活動や、障がい等の理由で他機関を利用しづらい人、ボランティア活動に参加するきっかけが見つからず活動を行えずにいる人等が、共に集い仲間づくりや居場所づくりの場として利用できるよう支援します。
  - (5) ボランティア活動資材の整備
  - (6) ボランティア保険加入促進
  - (7) 福祉ボランティア連絡協議会への支援と連携強化
    - ・運営委員会への参加
    - ・ボランティア交流会の開催（共催）
    - ・リーダー研修会や学習会への支援
    - ・新規ボランティアグループ等の加入促進
3. ボランティアの育成（計画 P52、56、68、74、78）
- 様々な生活課題に応えるため、一定の知識や技術を必要とするボランティアの育成と活動のきっかけづくりとして気軽に参加できる講座等を行います。
- (1) 点字ボランティア講座（全12回）

- (2) ボランティア入門講座（3地区）
- (3) 筆談ボランティア養成講座（全5回）
- (4) 災害ボランティア講座
- (5) 春日市一斉ボランティア
- (6) 傾聴ボランティア講座
- (7) サマーボランティアスクール
- (8) ボランティアリーダー研修会

#### 4. 広報・啓発の強化（計画 P52、68）

ボランティア登録や活動につなげていく事ができるよう、情報発信の強化・拡充に努めます。

- (1) 広報紙「しあわせ」の充実
- (2) ボランティア通信の充実
- (3) メール等による発信の拡充
- (4) ホームページの充実
- (5) 新たな情報発信機能の研究
- (6) いきいきフェスタ企画委員会の参画

#### 5. 福祉学習への支援（計画 P52、78）

学校や地域、市民に対し、福祉についての学習の機会や教材を提供し、理解と関心及び福祉意識を高め、福祉活動への参加の動機づけを図ります。

- (1) 車いす等の体験学習支援
- (2) 当事者及びボランティアグループとの交流学习支援
- (3) 福祉用具の貸出

(4) 福祉教育読本の配布

6. あいあい広場（手をつなぐ育成会との共催）（計画 P52、78）

障がいのある方とない方の地域交流事業を行い、障がいへの理解を深め、共に地域で生活していく住民として、つながりや仲間づくりへの支援を行います。

・7月 3回（説明会・研修会含む）

7. 子ども一時預かり事業「おおきくな〜れ！」

子育て家庭へ、親が子どもへ向かい合う心のゆとりを育む育児支援を目的に実施します。

・毎月二回開催（第二、四金曜日）

8. 高齢者生きがいづくり事業（計画 P67）

(1) はつらつ会（高齢者生きがい対応サービス）

65歳以上の閉じこもりがちな方を対象に、生きがいや仲間づくりと介護予防を目的に実施します。

・週一回開催（木曜日）

**地域福祉課 生活支援担当**

1. 生活支援体制整備・総合事業への取り組み（計画 P60、62）

生活支援コーディネーターを配置し、地域のニーズ把握を行い、様々な関係機関と協働し、地域資源の把握・改善等、生活支援体制の整備を図ります。また、必要に応じて地域住民を巻き込んだ

新たな社会資源の開発にも取り組んでいきます。

2. 住民参加型移送サービスの充実（計画 P62、78）

利用会員・協力会員が、同じ会員（市民）としてお互いに助け合っていこうという目的のもと、活動の支援を図っていきます。

(1) 協力会員の体制確保

(2) 安全運行への研修の充実

3. おたすけサービスの充実（計画 P62、78）

ひとり暮らし世帯や障がい者、妊産婦、子育て世帯等で、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある人にサポーター（活動支援員）を派遣して、自立した生活が続けられるよう生活の支援を行ないます。

(1) 養成講座の開催

(2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）

(3) 活動の連絡調整

(4) 関係機関との連携強化

4. 生活支援事業の充実（市、受託事業）（計画 P60、62、78）

介護サービスや制度の谷間への支援等、多様な生活課題に対して、住民参加による生活支援サポーターが、日常生活に支障がある人の個別の生活ニーズに応え、高齢者の生活を支えることで、生活の質の向上とサポーター自身の生きがいづくりや仲間づくりを行います。

(1) 生活支援サポーターの登録

(2) 利用調整（受付、調査、訪問、登録、調整）

- (3) 活動の連絡調整
- (4) 生活支援サポーターフォローアップ研修
- (5) 生活支援サポーター交流会の開催
- (6) 生活支援事業先進地への視察研修
- (7) 関係機関との連携強化

#### 5. まごころ訪問事業の充実(市、受託事業)(計画P60、62、78)

高齢の要支援者等が増加する中、住み慣れた地域で自立した生活を営むことが出来るよう、地域の多様な主体が支援することで、可能な限り要支援等の状態の予防若しくは維持又は改善につながる支援を行います。

- (1) 利用調整(受付、調査、訪問、登録、調整)
- (2) 活動の連絡調整
- (3) まごころサポーターフォローアップ研修
- (4) まごころサポーター交流会の開催
- (5) 先進地への視察研修
- (6) 関係機関との連携強化

#### 6. 配食サービス事業(市、受託事業)(計画P56)

- (1) 的確な安否確認
  - ・日常における生活状態や健康状態を的確に把握し、地域包括支援センター等と情報を共有することにより、利用者の安否確認の徹底を図ります。
- (2) 関係機関との連携強化
  - ・利用者や家族並びに社協内他部署や関係機関等との連携や情

報交換を密に行い、緊急時の迅速・適切な対応に努めるとともに、社協のネットワーク力を活かした事業を展開します。

#### (3) 安心安全な食事の提供

- ・調理委託業者と随時協議を行うことにより、利用者ニーズに則した安心安全な食の提供に努めます。

### 地域福祉課 介護支援担当

#### 1. ケアプランサービス(計画P59)

基本理念である「利用者の自立支援」を最大に重視し、個々の利用者の要介護状態等が異なっても、一人一人がその人らしく主体性を持って自らの意思に基づき、生活維持能力を高め、質の高い生活を送ることができるよう、専門的な知識及び技術をもって適切なケアマネジメントを実施します。また、社協ならではの地域ネットワーク力を活かし、地域、保健、医療、福祉等との連携を図り、安心して在宅生活を送れるように支援していきます。

#### (1) 自己決定、主体性、個別性の尊重

支援の全ての課程において、常に利用者の立場に立ち、利用者の自己決定と主体性、個別性を尊重し、提供される居宅サービス等が、特定の所に不当に偏ることのないよう公平中立な介護支援に努めます。

#### (2) 利用者の自立支援

利用者が可能な限り居宅において自分の意思のままに自分らしく、自らの生活維持能力を高め、サービスを有効かつ適切に活用し、自立した生活を送ることができるよう、生活全体を捉えて利用者の自立支援と悪化の防止を促進します。

#### (3) 総合的なサービス提供と新制度対応

多様な利用者ニーズに応えるため、利用者の選択に基づき、専門的な知識及び技術をもって保健、医療、福祉サービス等が互いに連携し、総合的に提供されるよう支援します。

さらに地域包括ケアシステムや介護予防・日常生活支援総合事業、生活困窮者自立支援等の制度の構築に向け、協働に努めます。

#### (4) 収支意識の徹底と収支管理

良質な居宅介護支援を行うとともに、コスト意識の徹底と経費の削減を図り、赤字幅の縮小に努めます。

### 2. ホームヘルプサービス（計画P59）

利用者が可能な限り、住み慣れた自宅において、その能力に応じ自分らしく自立した日常生活が継続できるよう、介護・福祉の専門職として、質の高いサービスの提供に努めます。

#### (1) 地域に密着した総合的なサービスが提供できる事業所

利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、困りごとや心配ごとの身近な相談役として、必要な支援が提供できるよう、保健・医療・福祉サービスや地域の関係機関との連携を深め、安心して信頼していただける事業所づくりに努めます。

#### (2) 個別的な介護サービスの提供

利用者の意思及び人格を尊重し、心身の状況・環境を十分に把握し、ニーズにあった個別計画のもとサービスを提供し、生活の質の向上に努めます。

#### (3) 専門的なサービスの提供と人材育成

安心で質の高い専門的介護を提供していくため、外部研修・内部研修への参加や同行訪問等を実施し、ヘルパーの知識・技術の資質の向上に努めるとともに、専門性の質の高いサービスの提供に努めます。

#### (4) 制度改正に対する対応

介護が必要な状態になっても、身近な地域で医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体となって提供される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた様々な制度等の改正内容を迅速・正確に把握し、将来における事業の見通し等を含め、柔軟かつ的確な対応に努めます。

#### (5) 収支意識の徹底と収支管理

法律や制度等の改正内容を精査し、将来の見通し等を考慮したうえで、コスト意識や収支意識の徹底を図り、短いサイクルでの収支管理を行ったうえで、適正な収益の確保に努めます。

#### (6) タイムケア事業の充実（計画P52）

タイムケア事業が円滑に継続して実施できるよう、人材の確保とサービスの質の向上に努め、障がい等のある子ども達が安心して長期休暇中を過ごせるよう事業の工夫と充実に努めます。